

事務連絡
令和5年3月7日

介護保険施設・事業所開設者様

中新川広域行政事務組合
介護保険課長

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書の提出について

日頃から、高齢者福祉施策等の推進につきまして、格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員の処遇改善については、介護職員処遇改善加算の充実を図ってきたことに加え、介護職員等特定処遇改善加算の創設、さらに令和4年10月には、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。

令和5年4月から介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定される場合は、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」をご提出いただく必要があります。

つきましては、必要書類を下記により提出してください。

記

1 提出書類

(1) 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書

【様式2-1】 【様式2-2】 【様式2-3】 【様式2-4】

※改善事項があり、様式が一部変更されています。必ず添付様式で提出してください。

2 提出先

中新川広域行政事務組合 介護保険課

3 提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和5年4月14日（金）【必着】

(2) 提出方法 ①又は② ※必ず法人単位で提出してください。

① 郵送

〒930-0288 中新川郡舟橋村国重 242 中新川広域行政事務組合 介護保険課 宛て

② メール

中新川広域行政事務組合 介護保険課 kaigohoken2@union.nakaniikawa.toyama.jp

4 留意事項

・計画書の提出が令和5年4月14日までに間に合わない場合、当該加算は令和5年4月および5月は算定できません。

・制度等については、厚生労働省HP並びに介護保険最新情報 vol. 1133 をご参照ください。

【事務担当】

保険庶務係 沢井

TEL : 076-464-1316 FAX : 076-463-3199